

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年7月4日

鳥取県立青谷かみじち史跡公園所長 西村 芳将

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

史跡青谷上寺地遺跡整備事業指定地北側工区測量及び実施設計業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から令和8年3月25日まで

(4) 入札方法

ア 入札は、紙入札とし、入札書は所定の書式（入札説明書の入札書（様式第4号））を使用すること。

イ 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。課税事業者にあつては、内訳として消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4年鳥取県告示第513号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格を有するとともに、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）第4条に規定する測量等業務の種別が、土木関係建設コンサルタント業務に登録されている者であること。

(3) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(4) 平成26年度以降に、都市公園、歴史公園、自然公園等の公園緑地の実施設計を完了した実績を有する者であること（新築改修の別を問わない）。

(5) 次の技術者を保有する者であること。

ア 測量士を3名以上、又は測量士を1名以上かつ測量士補を2名以上保有していること。

イ 技術士（総合技術監理部門、選択科目：都市計画及び地方計画）、技術士（建設部門、選択科目：都市計画及び地方計画）、シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）（造園部門）のうち、いずれかの有資格者を2名以上保有していること。

ウ ア及びイに記載する有資格者及び技術者は、県内事業所に常勤する者を対象とすること。

(6) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成20年5月1日付第200700191955号）第4条の規定による資格停止等の措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立青谷かみじち史跡公園

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

鳥取県立青谷かみじち史跡公園

〒689-0534 鳥取県鳥取市青谷町吉川17

電話 0857-30-4110 ファクシミリ 0857-30-4115 電子メール aoya-kamijichi@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和6年7月4日（木）から同月12日（金）までの間にインターネットのホームページ（鳥取県立青谷かみじち史跡公園ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/aoyakamijichi/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和6年7月4日（木）から同月12日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ

（3）郵便等による入札

不可とする。

（4）入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和6年7月19日（金）午後2時即時開札

イ 場所

鳥取県鳥取市青谷町青谷667番地 鳥取市青谷町総合支所1階 第2・3会議室

5 入札参加者に要求される事項

（1）入札書は、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記し、業務名、商号又は名称を記載した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2）本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和6年7月12日（金）正午までに郵送等又は持参の方法により4の（1）の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3）入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

入札保証金は免除する。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

（2）契約書作成の要否

要

（3）落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

（4）手続における交渉の有無

無

（5）その他

詳細は、入札説明書による。